

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	公的給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美祢市は、公的給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

山口県美祢市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給等に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)に基づき、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理を行う。対象となる給付は次のとおり。 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 ②子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務 ③価格高騰重点支援給付金の支給事務 ④価格高騰重点支援(追加)給付金の支給事務 ⑤低所得者支援(住民税均等割課税世帯)給付金の支給事務 ⑥低所得者支援(こども加算)給付金の支給事務 ⑦定額減税補足調整給付金の支給事務 ⑧新たな非課税・均等割のみ世帯支援給付金の支給事務 ⑨低所得者支援給付金の支給事務 ⑩定額減税補足調整給付金不足額の支給事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・受給者世帯の住民情報を照会、資格確認 ・所得情報と照会、支給額の判定
③システムの名称	給付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

特定公的給付情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の100の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和3年/内閣府・総務省/告示第1号)第5号
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠):121の項 (情報照会の根拠):121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第59条の4 (情報照会の根拠):第59条の4

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	美祢市市民福祉部地域福祉課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5228
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	美祢市市民福祉部地域福祉課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5228
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・給付金事務を行うパソコンから給付金システムの情報を抜き出す際には、事前にパスワードによる保護を行う。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月27日	I-1-②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)に基づき、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理を行う。対象となる給付は次のとおり。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 ②子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・受給者世帯の住民情報を照会、資格確認 ・所得情報を照会、支給額の判定</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)に基づき、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理を行う。対象となる給付は次のとおり。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 ②子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務 ③価格高騰重点支援給付金の支給事務 ④価格高騰重点支援(追加)給付金の支給事務 ⑤低所得者支援(住民税均等割課税世帯)給付金の支給事務 ⑥低所得者支援(こども加算)給付金の支給事務 ⑦定額減税補足調整給付金の支給事務 ⑧新たな非課税・均等割のみ世帯支援給付金の支給事務 ⑨低所得者支援給付金の支給事務 ⑩定額減税補足調整給付金不足額の支給事務</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・受給者世帯の住民情報を照会、資格確認 ・所得情報を照会、支給額の判定</p>	事後	
令和8年2月27日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	市民福祉部地域福祉課	市民福祉部福祉課	事後	
令和8年2月27日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	地域福祉課長	福祉課長	事後	
令和8年2月27日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和4年2月15日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	
令和8年2月27日	IVリスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)